

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年10月23日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「県に提出された書類（建築確認申請書類から完了確認）までの関する書類（伺い含む）H21年度～現在までの書類全部 東部県土」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年11月6日、実施機関は、条例第13条第2項に基づき、平成29年12月20日まで決定期間を延長する延長決定を行った。

平成29年11月16日、実施機関は、公開を希望する文書を特定するためとして、条例第6条第2項に基づき、平成29年12月8日を期限として、審査請求人に対し、補正を求めた。

平成29年12月12日、期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間内に補正がなされなかったことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年12月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成30年5月18日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

県はあるべき書類を制限するのはおかしい。県は「公開請求書の書き方が悪い」と〇〇指摘し、全部と書いたら出すとしながら改めて請求したら、特定と拒否決定した。よって〇〇の「クサンガー」（枉法）行為を確認する。

県関係に対して、皇室等の関係書類を提示する中で、天皇陛下を誹謗中傷する行為を確認した。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭理由説明によると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

本件処分の理由として、平成29年11月6日、実施機関は、一度に多くの種類及び量の請求があり、対象となる公文書の特定及び検索に日時を要するため、決定期間延長を行った。

本件請求の対象は、建築確認申請書類、中間検査及び完了検査の書類が対象となる。

建築確認申請は、建築物を建てる前に当該建築の計画が建築基準法に適合しているかどうかということをチェックするための申請であり、平成21年度から請求日時点までの建築確認申請の公文書が対象となると、件数にして6,224件となる。

建築確認申請の書類としては、一戸建ての住宅の場合は、概要等を記載した申請書類等のA4の書類が20枚弱、図面関係のA3の書類が30枚弱添付されることとなる。戸建ての住宅ではなく、事務所や病院等となると書類が大きく増えることとなる。

また、中間検査や完了検査の書類については、建築確認申請と内容に変更が無ければA4書類が10枚程度であるが、変更がある場合には、図面等が添付されることとなり書類の数は増加することとなる。

これらの中間検査及び完了検査の件数としては、8,000件存在している。

また、当該書類は、公開非公開の判断を要する書類である。個人の電話番号や印影等の個人情報が含まれており、図面に関しては平面図等プライバシーや防犯の観点から非公開にすべきと考えている。併せて、特別な技術や計算方法を用いている場合には、法人のノウハウに当たる情報も含まれており、公開非公開の判断に当たっては、第3者への意見照会を必要とする場合も存在する。

本件請求に係る公文書を公開に向けて処理をしようとする、建築確認申請1件当たり半日は要するため、専任の者を一人充てたとしても延べ日数3,000日以上となり、年間の実働日数を200日と考えると、15年はかかることとなる。

そのため、平成29年11月16日、実施機関は、公開を希望する文書を特定するため、平成29年12月8日までと期間を定めて補正を求めた。

補正に当たっては、各所属にある台帳を基に請求対象の公文書の特定を求めたが、請求人から連絡はなく、台帳の確認が行われる事も無かった。

よって、当該期間内に補正がされなかったため、平成29年12月12日、実施機関は、条例第7条第1号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年5月21日	諮問
令和5年9月28日 第1部会（第4回）	審議
同 年10月30日 第1部会（第5回）	実施機関の口頭理由説明、 審議
同 年12月5日 第1部会（第6回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件処分は、実施機関が請求対象の公文書の特定のため求めた補正に審査請求人が応じなかったことから、条例第7条第1項に基づき請求拒否決定が行われたものである。

これに対して、審査請求人は、存在する公文書を公開しないことは不当であるとして、請求対象の公文書の公開を求めている。

以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第6条について

条例第6条は、公開請求書の記載事項等の請求手続及び記載に形式上の不備がある場合の補正手続について定められたものである。

同条第1項において、公文書公開請求をしようとするものは、実施機関に対して、同項各号に定める事項を記載した請求書を提出しなければならないとされており、同項第2号において、公開請求をしようとする公文書の件名その他当該公文書を特定するために必要な事項と定められている。

公文書公開請求は、請求者の権利の行使として、公開決定という行政処分を求める申請手続であり、また、非公開決定等の場合には審査請求等の対象となる重要な手続であることから、請求に関する事実関係は明確にしておく必要がある。

請求書の内容を明確にする必要から、公文書を特定するために必要な事項とは、具体的な公文書の件名、または、実施機関が請求に係る公文書を特定し得る程度の公文書の内容の記載が必要とする趣旨と考えられる。ついては、公文書を特定するために

必要な事項は、抽象的、網羅的、包括的な特定の仕方では足りず、具体的な事務事業の名称、年度、期間など合理的に行政文書を特定するに足りる事項を記載する必要がある。

また、同条第２項において、実施機関は同条第１項に基づき提出された請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとされており、併せて、補正を求める場合には、実施機関は請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならないとされている。

同条第２項における、「形式上の不備」とは、同条第１項に定める請求書の必要的記載事項が記載されていない場合のほか、記載事項が不十分な場合を含むものであり、これらの事項の記載が欠けている場合には、不適法な請求となる。

同条第２項における、「相当の期間」とは、行政手続法第７条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするために社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して判断することが必要である。

同条第２項における、「補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない」とは、公開請求手続の実態として、請求者において対象となる文書を特定することが困難な場合が予想されるため、実施機関に対し参考情報を提供する努力義務を課すことにより、制度の円滑な運用の確保を図ろうとするものである。

ただし、相当の期間を定めて補正を求めたにも関わらず、当該期間を経過しても補正がなされない場合には、条例第７条の規定に基づき、請求拒否決定を行うことができる。

3 本件請求の適法性について

本件請求は、「県に提出された書類（建築確認申請書類から完了確認）までの関する書類（伺い含む）H21年度～現在までの書類全部 東部県土」と記載されており、東部県土整備局において保有する県に提出された建築確認申請から完了検査申請の書類及び当該書類に関係する伺いのうち平成21年度から請求日時点までの書類を対象とした請求である。

実施機関の説明によると、建築確認申請書類、中間検査申請書類、完了検査申請書類等が本件請求の対象の公文書に含まれる。建築確認申請書類は申請書類と添付図面とで構成されており、一戸建て住宅であれば、概要等のA4書類が約20枚、図面等のA3書類が約30枚となり、病院や大きい建物となると図面等の枚数が大きく増えることとなる。中間検査申請書類及び完了検査申請書類は、内容に変更が無ければA4書類が10枚程度であるが、変更がある場合には図面等が添付されることとなり、枚数が増加するとのことであった。そして、請求対象となる公文書の件数は、建築確認申請は約6,000件であり、中間検査申請及び完了検査申請は約8,000件存在するとのことであった。

さらに、当該書類には、個人情報や、特殊な技術により施工している場合は法人の

ノウハウに該当する情報も含まれ、公開非公開の判断を要する書類ということであり、全ての公文書の公開を実施しようとする、職員1人が専任で行うとしても15年を要する分量とのことであった。

また、審査請求人は何い文書も請求しており、最終的な公文書の量はさらに大幅に増加する可能性が高い。

したがって、本件請求は、網羅的な請求であり、対象とする文書の種類及び期間は、合理的に実施機関が対象の公文書を特定するに足る記載であるとは認められず、公文書を特定するために必要な事項は記載されていないと認められる。

ついては、本件請求については、条例第6条第1項第2号に定める必要的記載事項が記載されていない不適法な請求であるため、実施機関が審査請求人に対して補正を求めた対応は妥当である。

4 補正手続きの妥当性について

条例第6条第2項の規定により補正を行う際には、相当の期間を定め、補正の参考となる情報を公文書公開請求者に提供することが求められている。

本件処分においては、補正のための期間は約3週間と定められ、公開を希望する公文書の特定のため、担当課に備え付けられている台帳を確認のうえ、各申請書の申請者名、申請地名及び地番を実施機関に伝えるよう補正通知が行われていた。

実施機関によると、審査請求人から期間の延長の申し出もなく、台帳の確認を審査請求人が行うことも無かったとのことであり、補正はなされなかったとのことである。

実施機関は、補正対応のための期間として3週間と設定しているが、実施機関の保有する台帳の確認を行うための期間として不合理な期間設定とは認められない。また、期間の延長等の審査請求人からの申し出も無かったことから、期間の設定について不合理な点は認められない。

また、審査会において、台帳の様式を確認したところ、申請者名、申請地名及び地番は記載されており、実施機関が求める情報は記載されている。台帳の確認を行えば公開を希望する公文書の特定は可能であったと認められるため、条例第6条第2項に定められている補正の参考となる情報の提供の機会は与えられていたといえる。

ついては、実施機関の行った条例第6条第2項に定める補正のための手続きについては、不合理な点はなく、妥当である。

5 本件処分の妥当性について

上述のとおり、本件請求については、条例第6条第1項第2号に定める公文書を特定するための必要的記載事項が記載されていない不適法な請求であることが認められ、実施機関は当該形式上の不備の補正のため、条例の規定に基づく対応を行っており、当該対応には手続上の瑕疵は無いと認められる。

ついては、条例第7条第1項第1号の規定に基づき、請求拒否決定を行った実施機関の判断は妥当である。

6 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 付言

条例第4条において、公文書の公開を請求するものの責務として、公開を請求するものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めなければならない旨が定められており、権利濫用に関して公文書の公開を請求するものに注意を促すための規定である。

本件のように、網羅的な公文書公開請求を行い、その後補正によって公文書の範囲を特定することが可能であれば、条例第4条の趣旨に従って、できる限り請求対象の公文書を特定するように努めるべきである。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	